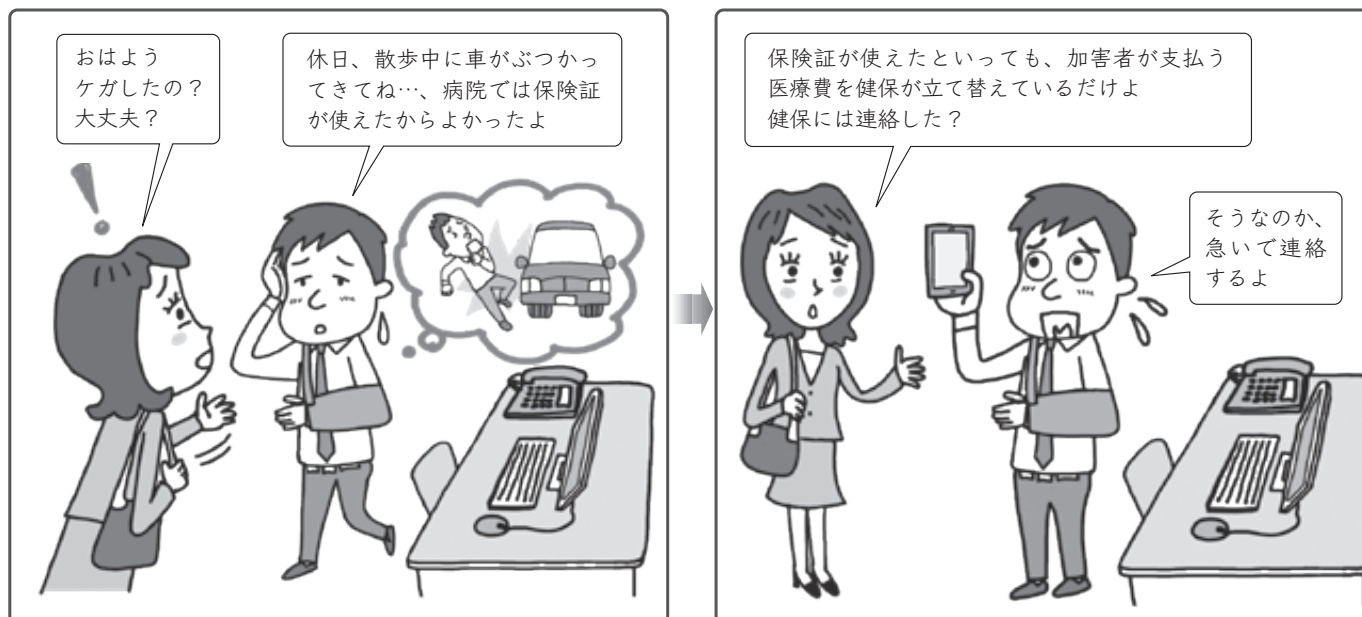


自動車事故にあったとき(第三者行為による傷病)



自動車事故等の第三者行為でケガをしたとき、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができます。その場合健保組合は、あとから加害者に医療費を請求しますので、できるだけ早く健保組合に届出をお願いします。

自動車事故にあったら…

- 1 負傷状況を確認
- 2 加害者を確認
- 3 警察へ連絡
- 4 医療機関を受診
- 5 健保組合へ連絡

双方の負傷状況を確認し、必要な場合は救急車を呼びます。

確認することは、車のナンバー、運転免許証、車検証などです。

どんな小さな事故でも、必ず警察に連絡しましょう。

一見無傷でも、あとで症状が出る場合があります。

保険証を使って治療を受けた場合は健保組合へ連絡が必要です。

※自動車保険(任意保険)、自賠責保険(強制保険)で保険金を請求するときに必要な交通事故証明書は自動車安全運転センターが発行しますが、警察への事故の届出がないと発行されませんので、ご注意ください。

保険証を使って治療を受けた場合、健保組合に届出を

第三者行為が原因でケガや病気をした健康保険を使った場合、健保組合は、後日、加害者または加害者が加入する保険会社に治療費を請求しますので、必ず「第三者行為による傷病届」を健保組合に提出してください。

任意保険に加入している場合、「第三者行為による傷病届」等の届出書類の作成・提出について、損害保険会社からサポートを受けられる場合があります。詳しくは契約している損害保険会社にお問い合わせください。

示談をする場合は健保組合にご相談ください

健康保険で治療を受けたときは、加害者と示談を結ばれると、健保組合が加害者に請求すべき費用を請求できなくなることがあります。

この場合、健保組合は賠償金額の限度内で給付を行わなくてよいことになっています。示談をする場合は、事前に健保組合にご相談ください。

このような場合も第三者行為になります

- 歩道を歩いていて自転車にぶつかられて、ケガをしたとき
- 他人の飼犬やペットなどにより、ケガをしたとき
- 不当な暴力や傷害行為を受け、ケガをしたとき
- 外食や購入食品などで食中毒になったとき
- ゴルフ・スキーなど他人の行為によりケガをしたとき